

第1回 長岡市・和島村合併協議会

# 会 議 録

## 第1回長岡市・和島村合併協議会会議録

### 1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年12月15日(水) 午後6時30分
- ・場 所 長岡市役所 大会議室

### 2 会議出席委員の氏名

森 民夫	笠原 芳彦	二澤 和夫	佐々木貞夫
小熊 正志	大地 正幸	倉部 昭一	池田 彌
田村 巖	朝日 由香	大矢 幸二	中村 正志
豊口 協	鯉江 康正		

以上 14名

(欠席委員の氏名)

阿部 誠一

1名

### 3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

## 長岡市・和島村合併協議会

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第1回長岡市・和島村合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

このたび長岡市・和島村合併協議会の会長を任せられました長岡市長の森でございます。この協議会の設置に当たりましては、両市村の議会議決を得まして、本日法定合協議会設置の協議書を取り交わし、正式に発足したわけでございます。

これから長岡市と和島村での協議が本格的に始まるわけでございますが、既に長岡市を含めます6市町村とも合併が進められておるわけでございますが、この場合の共通理念といたしまして共存共栄というものを合併の旗印にしたいというふうに思っております。共存共栄の理念に基づきまして真剣に協議を重ねてまいりたいというふうに思います。本日お集まりいただきました委員の皆様からも活発に議論いただきまして、この長岡地域におきましてよりよい地域が将来、発動いたしますように、ご協力をお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（北谷）

続きまして、笠原副会長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（笠原芳彦）

改めまして、皆さん、お疲れさまでございます。一言ごあいさつをさせていただきます。

ご案内のように、三島郡3カ町村の合併が不調に終わりまして、和島村としてのあり方や方向性を問うために住民の意向調査をさせていただき、結果、7割近い住民の皆様方が長岡市さんとの合併を希望したところでございます。この結果をもちまして、議会の総意のもと森長岡市長さんに合併の申し入れをさせていただきました。市長さんにおかれましては、和島村の今日までの状況を深くご理解賜り、合併の申し入れをご了承いただきました。また、私どもの議会におきまして、先んじて法定協議会設置の議決を受けまして、小熊議長さんにごあいさつをさせていただきましたが、議長さんにおかれましては、ご理解を賜った次第でございます。森市長さん並びに小熊議長さんにおかれましては、この席をおかりいたしまして、心から感謝を申し上げます。

本日より協議会が開催されるわけでございますが、ご列席の委員の皆様方におかれましては、格別のご指導ご鞭撻を賜りますことをよろしくお願いいたします。簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（北谷）

ありがとうございました。本日は、阿部委員が欠席でございますが、規約に基づきまして会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の議事に係る資料の確認をお願いしたいと思います。まず、事前に配付した資料で、次第、第1回会議資料報告編、第1回会議資料議案編でございます。また、本日の配付資料として、お手元に協議会委員名簿、長岡地域合併協議会における一部事務組合等の調整方針、そして議案編の53ページの差しかえをお配りいたしております。資料は以上でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、これより議事に入りたいと思います。

まず、3、委員の紹介でございます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（北谷）

それでは、本日ご出席の委員の皆様方をご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、ご紹介されました方につきましては、自席にてご起立をお願いいたします。

初めに、会長の森長岡市長でございます。続いて、副会長の笠原和島村長でございます。

次の委員からは、市町村ごとに紹介させていただきます。まず、長岡市の委員を紹介します。小熊長岡市議会議長でございます。大地長岡市議会市町村合併調査研究委員会委員長でございます。住民代表の田村様でございます。同じく朝日様でございます。そして、二澤長岡市助役でございます。

続いて、和島村の委員を紹介いたします。倉部和島村議会議長でございます。池田和島村議会市町村合併調査特別委員会委員長でございます。住民代表の大矢様でございます。同じく中村様でございます。そして、佐々木和島村助役でございます。

続いて、学識経験者の方をご紹介します。豊口長岡造形大学理事長様でございます。そして、最後になりますが、鯉江長岡大学助教授様でございます。

ありがとうございました。以上で委員紹介を終了させていただきます。

また、長岡地域合併協議会の構成市町村からもオブザーバーとして出席していただいております。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。皆様方で協議会を進めていくわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議題でございます報告事項に移りたいと思います。内容は関連がございますので、第1号から第7号まで一括して行いたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋）

それでは、説明いたします。協議会事務局の高橋と申しますが、よろしくをお願いいたします。恐縮で

すが、座って説明をいたします。

お手元に別冊でお配りしてございます、事前配付しております長岡市・和島村合併協議会第1回会議資料報告編をお出してください。1枚おめくりください。報告第1号とございますが、会長からお話がありましたように、第1号から第7号まで一括して説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

なお、会議資料につきましては事前に配付をし、ごらんいただいておりますので、主要な部分を中心に説明をいたしますことをご了解いただきたいと思います。

まず、1ページ、長岡市・和島村合併協議会規約及び協議書についてでございます。1枚おめくりいただきますと、3ページから5ページが内容になっております。規約につきましては、合併協議を進めるに当たっての基本的事項を規約としてまとめたものでございまして、担任意務、組織、委員、会議の運営などについて定めたものでございます。

なお、5ページの一番下に附則がございますが、この規約の施行日が告示の日となっておりますが、本日両首長により告示をいたしましたので、本日、12月15日施行ということになります。

恐縮でございます。また1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。長岡市・和島村合併協議会設置に関する協議書でございますが、これは長岡市、和島村それぞれの議会議決を受け、正式に協議会が設置されたことを証するものでございます。なお、原本はそれぞれの市、村で1通ずつ保有しているものでございます。

続いて、7ページでございます。長岡市・和島村合併協議会規約に関する協議書でございます。この説明をいたします前に、この協議書の1行目の右側の方に市村の名前が書いてございますが、誤植で「長岡市・和島市」と書いてございますが、「村」の間違いでございます。申しわけございません。原本は正しくなっております。

この協議書につきましては、先ほど説明した規約の中で両市村の長が協議の上、定めることになっている事項がございます。その内容を定めたものでございます。第1条で会長、副会長、先ほどごあいさつをいただいたとおり定めております。それから、第2条で協議会委員のうちの学識経験を有する方、それから第5条で監査委員を定めておりますが、いずれも1枚めくっていただきますと、9ページに別表という形で表がございますが、この表のとおりの方をお願いをすることで定めております。

それから、またもう一枚おめくりいただきまして、11ページでございます。報告第2号ですが、報告第2号から6号までは規約の中で会長が別に定める内容を定めたものでございます。

恐縮ですが、この説明の前に33ページをお開きください。33ページ、報告第7号でございますが、ここで長岡市・和島村合併協議会の組織体制について、全体をまとめております。具体的には、また1枚おめくりいただきますと、35ページでございます。これが組織体制の全体についてあらわしているものでございます。一番左上に合併協議会ございまして、委員15人ということで本日お集まりの皆様方でございます。合併協議会とは別に、後ほど説明いたしますが、小委員会を必要に応じて設置をできるということになっております。この合併協議会の下に上と下の矢印がございますが、幹事会というものを設

置しております。幹事会については協議会に提案する議題等の最終的な協議、調整を行う場でございます。それぞれの市村の助役、合併担当の理事、担当課長で構成をしております。それから、一番下でございます。分科会（32分科会）というのございますが、これはそれぞれの市村の担当課長及び課員、いわゆる事務職員でそれぞれ担当する事務について専門的に協議、調整を行う、そういった組織を分科会として構成をしております。それから、この表の右側の方に事務局（10人）というのございますが、私どもでございますが、協議会、幹事会、分科会それぞれ連絡調整をとりながら全体の事務をまとめていくというのが我々の役目でございます。それから、合併協議会のすぐ右側にオブザーバー（5人）というのございますが、本日もおいでいただいておりますけども、長岡地域合併協議会6市町村の構成の長岡市以外の方たちからオブザーバーという形で合併協議を見守っていただきたい、見ていただきたいという考え方でオブザーバーをお願いをしております。

恐縮ですが、11ページにお戻りください。今ほど協議会の組織全体について体制の説明をさせていただきましたが、そのうち先ほど説明した幹事会の規程についてが13ページ、14ページでございます。さらに、分科会についての説明が15ページ、内容は17ページから18ページでございます。18ページには、32の分科会の名称が表で上がっております。

それから、19ページ、報告第4号でございますが、これにつきましても今ほど説明いたしました事務局の規程でございます。内容は、21ページから23ページでございます。

それから、25ページでございます、報告第5号。これにつきましては、組織とは違うものでございますが、いわゆる協議会の財務に関して必要となる事項を定めたものでございます。事務手続については、基本的に長岡市の手続と同様に定めております。内容につきましては27ページから28ページでございます。

恐縮でございます。29ページをお開きください。報告第6号でございます。長岡市・和島村合併協議会委員の報償費及び費用弁償に関する規程でございます。協議会の委員の皆様に対する報償費等の必要事項を定めたものでございます。内容は、31ページに定めているとおりでございます。

報告についての説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ただいま規約等について報告がございました。これにつきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

特に異論がなければ、報告事項についてはこれで終了したいと思います。

それでは次に、協議事項に移りたいと思います。

まず、協議事項が第1号から第22号までの議案がございまして、第1号から第3号までは協議会の運営に欠かせない規程でございます。この三つの議案を一括して協議させていただきますので、事務局が

ら説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、長岡市・和島村合併協議会第1回会議資料の議案編をお出してください。

1枚おめくりいただきますと、1ページ、議案第1号がございます。議案第1号から第3号まで続けて説明いたしますが、この三つの議案は、先ほど説明いたしました規約の中で会長が会議に諮り定めると決まっている内容でございます。したがって、会議にお諮りをするものでございます。

最初に、長岡市・和島村合併協議会の会議の運営に関する規程でございますが、内容は3ページからになります。恐縮ですが、3ページをお開きください。この規程は、協議会の会議の運営に関する基本的な事項を定めたものでございます。内容でございますが、第5条に会議の進行という部分がございます。「会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する」、このような考え方で議事を進行したいというふうに考えております。

続きまして、第6条、オブザーバーの参加でございます。先ほどご説明したとおりでございますが、長岡地域合併協議会構成6市町村の長岡市以外の町村の代表の方から当協議会にオブザーバーとして参加をいただきたいという考えのものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、5ページでございます。議案第2号でございます。長岡市・和島村合併協議会小委員会規程についてでございます。内容は、また1枚おめくりいただきまして、7ページ、8ページでございます。先ほど全体の組織の中で若干触れましたが、小委員会につきましては協議会から付託された事項について、専門的に調査、審議等を行うため、設置をしたいというふうに考えております。そのために必要な事項をこの規程の中で定めております。

第3条、組織につきましては、小委員会の委員は協議会の会長が指名をするということで定めております。第4条でございます。委員の中で委員長及び副委員長を決めるということが定めてあります。さらに、第6条、報告ということで、小委員会の委員長は小委員会の審議の経過、内容を協議会に報告しなければならないということを定めております。

また1枚おめくりいただきまして、9ページでございます。議案第3号でございます。内容は、11ページから13ページでございますが、これは協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるための規程でございます。本日既に傍聴の方からお入りいただいておりますが、この規程を抜粋いたしました傍聴に当たっての注意事項を皆さんにお配りしてございまして、本規程を守っていただくことを前提にお入りをいただいております。内容でございます。11ページでございますが、傍聴の手續、傍聴席に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項を定めたものでございます。

議案第3号まで、説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。今説明がありました三つの規程につきまして、皆さんからご意見をいただ

きたいと思います。どうぞ遠慮なく、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第1号から第3号までの規程につきましては、承認ということによろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

次に、協議事項の議案第4号がこの協議会の事業計画でございます。次の議案第5号の協議会予算とも関連がございますので、第4号及び第5号を一括して協議をしたいと思っております。

資料につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、15ページ、議案第4号 平成16年度長岡市・和島村合併協議会事業計画についてでございます。

内容は、17ページからになります。事業計画としまして、1、会議の開催。まず、（1）、法定協議会、今開催している協議会の本体でございますが、月に1回程度の開催をしたいというふうに考えております。

次に、（2）、小委員会、幹事会、分科会でございます。小委員会につきましては、協議会から付託された事項について協議をするわけですので、必要に応じ、開催をしたいというふうに考えております。それから、幹事会につきましては協議会の前に開催し、協議会に諮る議案を調整するという考え方でいきます。分科会でございますが、幹事会の指示により、専門的な調整を必要に応じ、行うこととなりますので、必要の都度開催と考えております。

次に、2番、広報広聴の実施でございます。（1）、協議会だよりの発行でございます。協議会の協議内容、その他合併に関する情報を住民の方にお伝えする義務が協議会にはございます。したがって、協議内容等について協議会だよりを発行し、基本的には長岡市、和島村の全世帯にお知らせをするという考え方でございます。

次に、（2）、協議会ホームページの作成でございます。協議会での協議内容を初め、合併に関する情報を住民の方に提供していくという考え方でございます。そのために、協議会のホームページを作成したいというふうに考えております。ホームページでは、協議会の情報を提供するほかに、住民の方から自由な意見、質問を書き込んで、我々の方にいただけるような考え方でホームページを作成したいというふうに考えております。これにより、住民の方の意見や質問に直接答え、住民参加が促進できるというふうに考えております。



最後、3番、協議期間でございます。平成17年3月までを目途としたいと考えているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏の方になりますが、18ページでございます。現段階で想定されるスケジュールがどうなるかということを中心にまとめたものがこれでございます。今11月、12月とそれぞれの市町村の議会の議決を終わらせて、本日1回目の協議会を開催しているわけですが、3月までの間に協議会を終了し、協定書の調印、廃置分合のそれぞれの市村での議決、知事への合併申請、ここまでを3月までにやりたいというふうに考えております。その後、7月、8月と県、国の手続を経まして、9月から合併施行に向けた準備に入り、18年3月末までの合併施行を目指したいというものでございます。

続きまして、19ページ、議案第5号 平成16年度長岡市・和島村合併協議会予算でございます。内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、横書きになっておりますが、この予算案で説明をさせていただきます。まず、総括全体でございますが、歳入歳出ともここに記載のとおり、2,193万9,000円という予算を組みたいと思っております。長岡市、和島村それぞれの負担金によりこれを組みたいという考え方でございます。なお、歳入のところの諸収入に1,000円というのがございますが、これは預金利息が発生することを想定して計上しております。

それから、歳出でございます。1、会議費でございますが、これは協議会、小委員会の会議開催に要する経費でございます。2番の事業推進費ですが、先ほど説明いたしました協議会日より、ホームページの作成などの広報広聴経費、それからこれから新市建設計画を策定するに当たってコンサルタントの方に委託に出したいというふうに考えておりますので、そういった経費でございます。予備費については、当初予定しなかったものが発生した場合を想定して予算計上しているものでございます。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、次の22ページから24ページまで記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

大体のスケジュールと予算でございますが、ただいまの事務局の説明どおりに承認ということによろしゅうございましょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。それでは、承認ということにしたいと思います。

次に、議案第6号の協定項目と議案第7号の協定項目の協議方針も関係がございますので、一括して

協議をしたいと思います。

資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

25ページ、議案第6号でございます。長岡市・和島村合併協議会の協定項目についてでございます。これは、最終的に協定書に載せる項目、合併協議会で協議をしていく項目について提案をするものでございます。下の方に1番から21番まで、全部で21項目協議項目を上げております。これらの協議項目につきましては、いわゆる合併協議を行う際に、一般的に協議が必要になる項目について列挙をしているものでございます。なお、これらの項目につきましては、既に協議が終了しております長岡地域合併協議会での協議項目と同一でございます。

1枚おめくりください。27ページでございます。議案第6号の参考資料でございまして、協議項目のいつ協議をするかという予定の一覧表でございます。今時点では第1回目から第3回目、全体を3回に分けて協議をしたいというふうに考えてございまして、協議項目のうち、内容の整理にある程度期間を要するものは、第2回目以降に協議をしたいというふうに考えております。それ以外の項目につきましては、本日協議をしたいというふうに考えております。なお、一番下をごらんいただきますと、新市建設計画というのがございまして、1回目から3回目、それぞれ協議をするような形になっております。これは、その都度、その都度ご報告、ご審議をいただく予定でございます。

また、1枚おめくりいただきまして、29ページでございます。議案第7号 長岡市・和島村合併協議会の協定項目の協議方針についてでございます。中ほどに協議方針が記載されております。「原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。なお、合併の期日及び新市建設計画の策定については、別途協議する」、これは長岡地域の合併協議会で既に協議が終了し、協定が結ばれておりますので、その内容、それからその時点での建設計画の内容については、できるだけ変更しないという考え方で協議を進めたいという考え方のものでございます。なお、合併の期日とこれからつくります和島村との新市建設計画については、長岡地域の協議会との協議結果と同一とはなり得ないものでございますので、ここについては協議をさせていただくこととなります。

そこで、長岡地域合併協議会での協議結果がどのような内容であったかということですが、また1枚おめくりをいただきますと、31ページに議案第7号参考資料としまして、長岡地域合併協議会の協議結果の概要が記載をされております。なお、お手元に添付資料としまして、このうち19番目の各種事務事業の取扱い、それから21番の新市建設計画につきましては、それぞれ長岡地域での結果をお手元にお渡ししてございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。正式な合併の期日は第2回目というような内容の説明だったと思います。ただいまの議案第6号、第7号の項目につきまして、ご質問、ご意見ございましたらば、どうぞご遠慮

なくお願いをしたいと思います。特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

では、議案第6号及び第7号につきましては、事務局の説明のとおり承認としたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは次に、議案第8号 合併の方式から議案第11号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてまでをあわせて提案したいと思います。

資料につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、33ページをお開きください。議案第8号 合併の方式についてでございます。合併の方式につきましては、「三島郡和島村を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する」、いわゆる長岡市への編入合併の方式をとりたいというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、35ページでございます。議案第9号 新市の名称についてでございます。「新市の名称は、長岡市とする」としたいものでございます。

また1枚おめくりいただきまして、37ページ、議案第10号でございます。新市の事務所の位置についてでございます。「新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とするとしたいものでございます。

また1枚おめくりいただきまして、39ページでございます。議案第11号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。「議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項に規定する定数特例を適用する。定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする」というものでございます。

1枚おめくりいただきまして、41ページにこの議案について参考資料ということでもわかりやすくまとめたものがございます。定数特例についてでございますが、和島村の区域に一つの選挙区を設け、そこで定数1の議員を選んでいただくという考え方でございます。その任期についてですが、現在の長岡市の議会の議員の任期、平成19年4月30日まででございますが、これまでの期間、和島選挙区で1人の議員を選出したい、こういう考え方のものでございます。下の方には計算式でございますし、一番下の方に参考としまして長岡地域合併協議会構成6市町村での定数特例のそれぞれの議員数が参考にお示しをしております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。議案第8号の合併の方式から議案第11号まででございますが、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいいたします。特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第8号から第11号議案については決定とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

では次に、議案第12号の地方税の取扱いから議案第15号の特別職の身分の取扱いまでをあわせて提案をしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

税務・収納分科会（関）

長岡市の関といたします。よろしくをお願いいたします。税務・収納分科会で検討いたしました地方税の取扱いについて、ご説明申し上げます。

地方税の取扱いにつきましては、調整方針案は長岡市の制度に統一するが、個人市町村民税の納期について一部相違があるので、提出をしました議案のとおり調整を行うというものです。

説明につきましては、45ページの参考資料の比較表で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。個人市町村民税の納期につきましては、地方税法の規定では6月、8月、10月及び1月中において当該市町村の条例で定めることとされております。ただ、特別の事情がある場合におきましては、これと異なる納期を定めることができるとされております。現在和島村及び長岡市が条例で定めている納期は、資料に記載のとおりでありまして、第2期分の納期月が異なっておりますので、調整を行ったものです。調整方針案といたしましては、合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一をするというものです。

なお、制度に相違がなく、調整が不要な税目につきましては、45ページ及び46ページの参考資料、長岡市の制度に統一するものに記載のとおりでございますが、このうち固定資産税の納期につきましては、比較表では和島村と長岡市の制度が異なっておるようになってはいますが、これは長岡地域合併協議会の協議結果によりまして、長岡市の制度が和島村の制度と同じになるため、調整が不要となるものです。

地方税の取扱いの説明については以上でございます。

組織・給与分科会（品田）

続いて、議案第13号の説明いたします。長岡市人事課の品田と申します。よろしくお願いいたします。

議案第13号は、編入合併に際して和島村に在職する一般職の職員の身分の取扱いについて提案するものでございます。項番1は、合併に伴って和島村に在職するすべての一般職の職員を長岡市の職員として引き継ぎ、新市において策定される職員の定員適正化計画に基づきまして、新市としての定員の適正化に努めるとするものでございます。

項番2は、長岡市職員としての人事の発令や給与処遇等の身分の取扱いにつきましては、職務の実態

に照らして、長岡市の職員との均衡を失しないよう、その職務と職責に応じて公正に取扱うとするものでございます。議案では、一般職の身分の取扱いにつきましてその大原則を述べておりますが、次ページには取扱い方針の骨子といたしまして、より詳しい説明がございます。

おめくりください。1番でございますが、身分の引き継ぎは合併日における採用という形をとること、2番、3番では職員の職名及び給与は、長岡市の職制及び給与制度を基本として決定すること、4番では合併日に採用されます職員の給料月額、合併の日の前日に受けていた給料月額を保障する、いわゆる現給保障方式によって決定することを骨子としております。補足しますと、長岡市の職員の給与の水準と和島村の職員の給与の水準には格差が現にございます。しかし、今ほど説明をいたしました現給保障方式をとりますので、和島村の職員給与の水準を長岡市並みに引き上げるといことはいたしません。したがって、合併に伴って人件費の総額がふえたり、財政負担が増したりすることはございません。

参考に、合併関係町村の16年4月1日現在における一般職の職員の人数を掲げてございます。

以上でございます。

管財分科会（安達）

続きまして、議案第14号の説明をいたします。長岡市の安達でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第14号 財産の取扱いについて。「和島村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長岡市に引き継ぐものとする」というものでございます。

めくっていただきまして、まことに恐縮でございますけれども、差しかえ用で配付されております53ページ、参考資料をごらんいただきたいと思ひます。財産に関する基本的な項目を掲げさせてもらっております。項目といたしましては、一番上の公有財産から物品と続きまして、一番下の債務負担行為の翌年度以降の支出予定額までの項目がございます。これらすべての財産を長岡市に引き継ぐというものでございます。

以上でございます。

事務局（高橋）

それでは、55ページをお開きください。議案第15号でございます。特別職の身分の取扱いについてでございますが、中ほどに書いてございます。「和島村の村長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする」でございます。これは、編入合併という合併の方式でございますので、和島村という法人格自体がなくなることとなります。そのことにより、職そのものがなくなるという考え方でございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

特に職員給与について説明があったわけですが、現給保障ということで、合併時に長岡市の職員給与に合わせて上がるというものではございませんので、その点については間違いのないようにしていただきたいと思いますが、ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第12号から15号につきましては、決定ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

次は、議案第16号の組織機構及び支所の取扱いから議案第19号の慣行の取扱いについてまでをあわせて提案したいと思います。

それでは、それぞれ説明をお願いいたします。

職員・給与分科会（野口）

議案第16号、説明申し上げます。長岡市の野口です。よろしく申し上げます。

議案第16号では、組織機構及び支所の取扱いについては、新市における行政組織の基本的な機能及び枠組みについて提案をしようという内容であります。

下の方、1番でございますが、現在の長岡市役所を本庁とし、和島村役場を支所とするという提案でございます。項番2については、新市の組織機構を整備するに当たっての基本的な考え方、方針を示すもので、3番目にその組織機構の変更を段階的に再編、見直しを行うとするものであります。4番目に、教育委員会とか選挙管理委員会などの行政委員会の取扱いを決めたもので、各関係法令に基づき整備しようとするものであります。5番目に、附属機関等は原則として合併時に統合するという方向を出したものであります。附属機関の状況については、1ページめくっていただきますと、59ページと60ページに記載がございます。1番では共通する附属機関を、次のページの2番ではそれぞれに固有の附属機関等を掲げてございます。

説明は以上です。

例規分科会（小野田）

議案第17号 条例・規則等の取扱いについてでございます。長岡市の小野田と申します。

条例、規則等の取扱いについては、「条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に関係する条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする」。編入合併の場合、編入する長岡市の法人格はそのまま存続するため、長岡市の既存の例規は引き続き効力を有しますが、一方編入される側の和島村の法人格は失われることから、既存の

例規は自動的に効力を失うこととなります。このため、今後各種事務事業の制度調整によっては、長岡市の条例規則等の改正が必要となる場合も出てくる可能性がございます。また、和島村の施設など、新たに長岡市の条例として制定する必要があるような場合も出てまいります。そういうものについては、所定の例規の整備を行おうというものでございます。

事務局（高橋）

続きまして、63ページ、議案第18号でございます。一部事務組合の取扱いについてでございますが、本日追加資料で配付いたしました参考資料でございますが、長岡地域合併協議会における一部事務組合等の調整方針というのがございます。これは、現在長岡地域合併協議会で決まった内容で関係団体とこの考え方により協議を進めている最中でございます。そこで、本日の提案でございますが、この協議が進んでいる中で、和島村さんとの予定される合併日においてどのような形で一部事務組合等を整理していくかということをお示しをしているものでございます。

議案編の65ページをお開きください。ここで長岡市と和島村さんに関係ある一部事務組合等を整理してございますが、1番の一部事務組合の一番上、三島郡清掃センター組合から一番下の新潟県市町村総合事務組合まで、それぞれ調整方針に表現はしてございますが、いずれも合併する段階で長岡市がその事務を行う、もしくは長岡市として一部事務組合に加入をする、したがって実質的な変更はないものでございます。

1枚おめくりいただきまして、66ページにつきましては先ほど説明した一部事務組合のうちの市町村総合事務組合でどのような事務を行っているかの内訳でございます。それから、67ページでございます。2番の協議会、3番、機関の共同設置、4番、土地開発公社でございますが、これにつきましても、いずれも長岡市がそれぞれの団体に継続加入をする、もしくは長岡市で持っている組織でその事務を直接行う、いずれかでございますので、実態としては和島村さんの方には事務の影響はないものでございます。

企画・総合計画分科会（水澤）

それでは、引き続き議案第19号をご説明いたします。長岡市企画課の水澤と申します。よろしくお願いいたします。

69ページをごらんいただきたいと思います。慣行の取扱いにつきましては、項目として5項目ありまして、新市の市章及び市旗、市民憲章及び宣言、市の花及び木、市の歌、名誉市民となっております。これらの取扱いにつきましては、基本的には長岡市の制度に統一するという考え方で調整方針をまとめております。ただし、地域の慣行として引き継げるものはできるだけ残していくという考えをしておりますので、具体的には和島村の村民憲章、花、木、名誉村民については、地域の慣行として継承することとしております。

説明は以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。大分複雑になってまいりましたが、事務組合についてはまだ、例えば三島郡清掃センター組合のようにはっきり中之島の扱いで方針が出ていないものもあるわけだから、当然その結果によって変わり得るということだね。

事務局（北谷）

再度少し説明いたしますが、本日お配りした一枚紙の参考資料、これが6市町村でこういう調整方針で先方と協議をしようということが決まっているわけです。それで、現在これに基づいて先方と協議しているわけです。結果、この調整方針どおりになったとした場合に、当然和島村さんは長岡市に入ってくる時には6市町村の後になるわけですから、そうなった場合には65ページ以降の調整方針になるということでございます。

議長（森 民夫）

ですから、清掃センター組合は中之島も含めて結論がどうなるかによっては、また結果は変わり得るということでもいいわけですよ。それは、今後の3月までの協議の中ではっきりしてくることだと思います。

数が多いから大変なんですけども、一言で言えば業務の継続に支障はなくなっていると。そう言っちゃうと身もふたもありませんけど、そういうことですか。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員（鯉江康正）

第16号議案の57ページの5番ですが、「附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする」という中で、60ページの2のところに固有の附属機関がありますね。そうすると、この固有のものの扱いは、次の議案で出てくるんでしょうが、地域自治組織としてやっていくのか、あるいは長岡市として見ていくのか、その辺はどのようにお考えなんですか。

議長（森 民夫）

これどうでしょう、事務方は。

事務局（高橋）

長岡市として見ていく形になります。

委員（鯉江康正）

じゃ、なくなるわけではないわけですね。和島村のこの11個の……

議長（森 民夫）

例えば和島村良寛の里運営審議会なるものは残るわけだけれども、長岡市としての審議会として残るということですね。

事務局（高橋）

そういうことです。

委員（鯉江康正）



ありがとうございました。

議長（森 民夫）

名前が変わるけれども、存続するというこのようでございます。

よろしゅうございますか。ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第16号から19号までについては承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

では次に、議案第20号の地域自治の取扱いでございます。これは、大変地域自治は皆様にとっても感心の高い項目と思いますが、今回の長岡地域合併の特色の一つでございますので、今回提案した内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、73ページ、議案第20号 地域自治の取扱いについてでございます。

内容は、75ページからになります。一番最初に、長岡方式の地方自治のあり方ということで基本的な考え方を示しております。ここは、長岡地域合併協議会の中でかなり議論を重ねた部分でございます、内容について少し読ませていただきます。

「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないかと、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではないかと、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではないかと、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。このことから長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色のある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。また、「長岡方式の地域自治」は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な「地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくり」を構築することにも配慮するものである、これが基本的な考え方でございます。この考え方に基づいて、内容を説明いたします。

次にございます地域自治組織の設置期間でございますが、期間につきましてはおおむね10年間と考えております。ただ、5年経過後にそれまでの経過の検証を行い、見直しを行うという考え方でございます。

次に、地域自治組織の仕組みでございますが、組織は支所と地域委員会から成るという考え方でございます。1番、支所機能でございます。（1）から（3）まで業務がございますが、支所で行う業務を

このような形で整理をしているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、76ページでございます。言葉での表現ですとなかなかわかりにくい部分がございますので、組織をイメージとして図であらわしたものがこれでございます。一番上を見ていただきますと長岡市役所という本庁がございまして、支所という形で和島支所というのがございます。支所という形になるわけでございます。本庁の中に支所との連絡調整を行う組織を設置するという考え方でございます。二つ目の図は、和島支所だけを取り出したものでございまして、地域自治組織の内容が支所と地域委員会という構成になっております。そして、支所の中には課がございまして、それぞれの支所の課においてそれぞれの地域の住民サービスを行っていく、そして地域固有業務も担う、こういう考え方でございます。

次に、2番、支所長の位置づけでございます。支所長の位置づけの(1)、身分は部長級の一般職の職員とするものでございます。選任方法につきましては、市長が選任をするという考え方でございます。それから、職務につきましては、アとしまして支所の総括、イとしまして地域固有業務に係る部分の予算、それから予算の執行等の権限を有するというようになっております。

それから、地域委員会でございます。名称は、和島地域委員会とする、こういう考え方でございます。地域委員会の位置づけでございますが、市の附属機関という考え方でございます。そして、市長は地域委員会の提案または意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとするという考え方でございます。次に、地域委員会の役割でございます。アからキまで記載してございますが、基本的にはそれぞれの地域のまちづくりについて地域委員会でご検討をいただくという考え方でございます。(4)、委員の選任方法でございます。委員の選任方法、それから委員の人数につきましては、それぞれの地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて決定をしたいものでございます。(5)、委員の任期については2年と考えております。ただし、再任は妨げないという考え方でございます。委員会の長につきましては、委員の中から互選をするという考え方でございます。委員長任期につきましても、委員と同様の2年、そして再任は妨げないという考え方でございます。委員の方につきましては、報酬を支給したいと考えております。そして、事務局でございますが、地域委員会の事務局は支所がその事務を担うという考え方でございます。

4番、支所の予算でございます。今ほど来説明をしてきておりますが、支所の仕事の内容ともかかわってまいりますが、当然のことながらいわゆる経常的な経費につきましては支所が持つような形になります。それから、地域固有業務を執行するための経費、それから後ほど出てまいりますが、地域コミュニティ事業補助金などを有することになっております。

1枚おめくりいただきまして、78ページでございます。予算要求についてでございますが、支所に係る経費につきましては、本庁の各部局と調整をしていただくような考え方でございます。そして、本庁の各部局が財政担当課に予算見積書を提出してまとめていくという考え方でございます。2番、予算配当及び執行でございます。予算につきましては、財政課が本庁の各部局に配当いたします。それを支所

に再配当するような考え方で執行していただくということでございます。(3)、ふるさと創生基金、これは仮称でございます。合併特例債等によって積み立てることのできる基金というのがございまして、その基金を本庁で一括運用をしながら、それぞれの支所の持ち分を設定をさせていただきます、その持ち分に係る部分につきましては支所の判断でお使いいただくという考え方でございます。

それから、(4)、地域コミュニティ事業補助金、これも仮称でございます。これは、冒頭で申しましたとおり、まちづくりというのは行政だけで行うという考えのものではございませんので、地域の方たちがみずから考え、みずから具体化をしていきたい事業があった場合に補助金として行政も一緒に事業をやっていききたいと考えるものでございます。

地域自治については説明、以上でございます。

議長(森 民夫)

ありがとうございました。地域自治は、大変長岡地域の合併にとりまして重要な項目でございます。ご質問等ございましたら、ご遠慮なくお願いいたします。

地域固有業務をどういうものにするかについては、別途検討するわけですよ。具体的に地域固有業務がどういうものかということについては、事務方で調整していただく、こういうことですか。

事務局(高橋)

これから事務事業の調整を各分科会で行いますので、その分科会の中で長岡市と和島村さんの事業の差が出てまいります。出てきた差につきまして、分科会、それから事務局、和島村さんの方で相談をしながら決めていきたいと考えております。

議長(森 民夫)

ですから、和島村さんでやる事業が必ずしも全部地域固有業務になるわけじゃなくて、統一でした方が効率的なものは本庁でやりますけれども、事務事業の調整の中で地域固有でやった方がいい業務については、地域固有業務でしていくと、こういうことですか。

何かご質問ございますか。はい、どうぞ。

委員(池田 彌)

なかなか大変な委員会組織だと思っておりますが、今のところは委員の数でございますが、まだ未定なわけではございましょうけれども、大体どのくらいの数になるのか。それは、ちょっとまだ今わからないわけでしょうか。

事務局(北谷)

77ページの(4)をごらんいただきたいと思います。今後決めていくことになります。その委員の数も、6市町村のときも同じでございましたが、例えば中之島町の地域委員会と越路町の地域委員会、あるいは山古志村の地域委員会、同じ数にする必要はないわけではございます。それぞれの地域固有業務の分量等にも当然かかわっていることにもなりますし、長岡市長は地域の意見をよく聞いて、人数を決めるということに決めてございます。

議長（森 民夫）

ここについては市長が決めることになっておりますので、まだ決めているわけじゃありませんけれども、少なくとも議員の数よりは少なくしなければいけないと思いますし、常識的に考えて半分前後のところかなというようなことを今思っていますけれども、それ正式に決めたわけではございません。その程度の委員会というような腹構えであります。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

具体的な中身は、また事務事業の調整の中で決まってまいりますので、そこでまたイメージが膨らんでくると思いますが、議案第20号につきましては基本方針ということで、この方針で決定ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、議案第21号の新市建設計画の策定方針と議案第22号の新市建設計画策定小委員会について、一括して提案をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、79ページでございます議案第21号新市建設計画の策定方針についてで、ございます。1枚おめくりいただきまして、81ページ、新市建設計画策定方針案がございまして、ご説明いたします。まず2番でございますが、計画策定の基本方針でございます。基本的な考え方としましては、長岡地域新市将来構想、そして長岡地域新市建設計画、これが既に定まっておりますので、この考え方を基本にしたというものでございます。

それから、全体の構成でございますが、既に完成しております長岡地域新市建設計画に和島村さんと長岡市のこれからつくる部分を追加するような考え方で全体をまとめたというふうに思っております。したがって、長岡地域合併協議会で決定をした建設計画の内容については変更しないという考え方でございます。

それから、4番のところでは、ではどういった内容を追加するかということ整理しておりますが、まず建設の基本方針としまして、和島地域さんの部分についての基本的な方針は追記、追加をしたいというふうに考えております。それから、当然のことながら、施策につきましても長岡市と和島村さんとの建設計画に絡む部分の根幹事業、それから県としてどういった根幹事業をその地域でやっていくか、これらについて追加、追記をしていくという考え方になります。そして、それに伴う部分の財政計画についても当然追記をしていく形になります。

それから、5番で、ではどういった形で策定をしていくかという手順について説明をしておりますが、(2)のところに書いてあるとおりでございますが、長岡地域の新市建設計画に基づき、まず長岡市と和島村において建設計画に登載する候補の事業を検討をするような形で考えております。その候補の事業が出てまいりましたらば、関係する分科会で整理をしたいというふうに考えております。それらをもとに小委員会で審議をしていただき、素案をまとめたいというふうに思っております。その素案を協議会における協議を経て計画の案にしていくという考え方でございます。そして、その協議会を受けての計画案を県に対して事前協議、正式協議、これらの2回の協議を経て正式なものとして決定をしていくという考え方でございます。

次に、81ページでございます。これは、今ほどの建設計画の参考資料でございますが、これは国が建設計画をどのように位置づけているかということを中心にまとめていただいております。1番のところでも市町村建設計画とはというのがございますが、建設計画はいわゆる合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。そして、合併協議会により作成をされるものということが示されております。そして、合併特例法に基づくさまざまな財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提になっているということでございます。

それから、2番につきましては、基本的に建設計画を策定する場合に、こういった項目を中に盛り込んでいくかということを中心に国が示しているものでございますが、基本的にはこれらの項目は当協議会においても建設計画の中に盛り込んでいく予定でございます。

それから、次のページ、82ページでございます。先ほどの続きでございますが、策定上の留意事項ということで国が示している部分でございますが、ここにさまざま書いてございますが、ハード、いわゆる建物の整備だけではなくて、ソフト面についても配慮をすべきということが書いてございますので、こういった考えについても取り入れていきたいというふうに考えております。

続いて、83ページ、議案第22号でございます。長岡市・和島村合併協議会新市建設計画策定小委員会設置要綱についてでございます。先ほど来小委員会の設置についてご説明をしておりますが、協議会の本体の方から付託された事項について、小委員会で協議を進めていくということになりますが、新市建設計画につきましては、内容としましてはかなり細かい内容も出てまいりますので、小委員会を設置をしまして、その小委員会で素案をまとめ、協議会の方に諮るような形で全体の取りまとめを行いたいと考えているものでございます。

そのために、85ページでございますが、長岡市・和島村合併協議会新市建設計画策定小委員会設置要綱を定め、この要綱に基づいて協議を進めていきたいというものでございます。この要綱の第3条でございます。ここで、小委員会の人数構成について定めております。小委員会の委員につきましては7人で組織をしたいというふうに考えております。その内訳でございますが、長岡市、和島村両市村の助役、それから両市村の議会代表もしくは住民代表の方からどちらかお一人ずつ、それから(3)のところでございますが、本日もおいでいただいております協議会の学識経験を有する者、3人の方からお入りい

ただき、合計7名で素案をまとめたいというふうを考えているものでございます。

なお、次の86ページをお開きいただきますと、建設計画策定の小委員会を設置することに伴って、協議会の本体、それから小委員会、私ども事務局、それから実質的な作業にかかわります企画・総合計画の分科会、財政の分科会、それから32の分科会との関係が示されております。それから、時間の制約もありますので、コンサルタントに任せた方が効率的に進められるものは任せたいというふうを考えております。その関係をコンサルタントと事務局の間で矢印で示しております。なお、長岡地域合併協議会において、建設計画策定時にも同様の考え方でコンサルタントの方に委託をしておりますので、できれば同じ業者に委託をできないかなということは今事務局の方としては考えておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。建設計画は非常に重要な事項でございますが、中身については小委員会で検討していただくということで、基本方針でございますが、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。検討はこれからでございます。

はい、どうぞ。

委員（鯉江康正）

非常に細かいことを言って申しわけないんですが、29ページの議案第7号のところに「原則として、長岡地域合併協議会の協議結果を尊重するものとする。なお、合併の期日及び新市建設計画の策定については、別途協議する」とあるんです。頭に原則としてがついていて、80ページの2番、計画策定の基本方針の(2)なんですが、ここには原則としてがついていないんです。ちょっと読みますと、「新市建設計画の策定は、「長岡地域新市建設計画」に長岡市と和島村との合併に必要な内容を追記することにより行うこととし、長岡地域合併協議会で策定した内容は、変更しない」というふうに書いてあるんです。ということは、協議会の方は原則として変更しないと言っていて、別途新市建設計画はつくると言っているところでは一切変更しないというふうにとれるんです。その後で、最後の82ページの最後なんですが、「合併市町村の均衡ある発展に資する」と、つまり合併市町村の均衡ある発展のためであれば、多少は何か変える必要がないのかなという気がするんですが、この原則としてが後で非常に問題になるかもしれませんので、ちょっと議論が必要ではないかと思うんですが。

議長（森 民夫）

事実上恐らく建設計画の既に策定したものを変更するのは無理なんでしょう、期日から見ましても。ですから、むしろその29ページにある原則としての意味が何かということだね。ちょっと議長が余り言ってもあれだけでも。だから、基本的には原則としてというのはないと思う方が正しいんじゃないかと僕は思っていますけれども。というのは、新市建設計画の和島村に関係しない部分を変えるというのは不可能と思います。

委員（鯉江康正）

それを变えるのは不可能ですか。

議長（森 民夫）

ええ。

委員（鯉江康正）

和島村と接している町がありますね。その辺の調整の中でできませんか。

議長（森 民夫）

そこも不可能だと思うんです、時間もありませんので。ですから……全く不可能ということもないか。

そうだな、境界にかかわるんだから……それが原則かな……

事務局（北谷）

会長、ちょっとよろしいですか。

議長（森 民夫）

はい。

事務局（北谷）

鯉江委員のご指摘の原則ですけれども、この29ページはまずその1行目に我々としては気持ちがいって、6市町村で決めた例えば事務事業の調整とか、その協議全般は原則としては尊重してほしいということで、しかしながら合併の期日、これは当然4月1日にはなり得ないものですので、来年の4月1日、これは6市町村は4月1日、それと新市建設計画和島村分の策定については協議をするという趣旨で提案させていただいたものなんです。

それで、議案第21号の建設計画の策定の方針ですけれども、ここで言うのは今ほど会長の方からご発言ありましたが、既に決めた6市町村のものは変えないと。ただし、追加的に和島村のところはもちろん追加でいたしますと。それで、今鯉江委員がおっしゃったように、和島村が入ったことによって、和島村以外のところにも影響があるんじゃないかというご指摘だったと思いますが、それは和島村の部分ではなくて長岡市の部分で追加になるものはあり得ますとご理解いただけますでしょうか。

議長（森 民夫）

でも、事務的に言えば6市町村で取りまとめた建設計画は、今県に申請中なわけでしょう。建設計画というのは。

事務局（北谷）

そこはもう既に終わってます。

議長（森 民夫）

終わっているわけだね。

事務局（北谷）

はい。

議長（森 民夫）

県の承認は受けているわけで、その変更というのは新しい市になった段階で変更しようと思えばできるわけだな。

事務局（北谷）

はい。

議長（森 民夫）

ですから、仮に、これは一般論で、ある意味ではそういうことがあるかどうかわかりませんが、和島村に隣接した例えば中之島町のところで、その関係で変更した方がいいという部分があれば、それはそういうふうにならないうちから変えればいいんですね、そういう議論はしておいて。そのためには、もちろん三島町とか中之島町の同意は必要ですけども、事実上同意をしておいて、新市にならないうちから変えればいいんだね。でも、事務的に言えば変えられないわけですが、新市が発足していない段階では。そういうことなんです、事務的には。新市が発足すれば変えられるんですけども、発足しない段階ではもう既に県の承認を受けていますから、変えるということは県の承認をとり直すという手続が要ることになるので、変えられないわけですが。ですから、実態としては事務的に隣接したところの了承をとっておいて、これは新しい市になったら変えますよということにしておいて、これは実態としてはできるということなんです。だけど、恐らく基本方針を書くときは、原則として書けないわけですが、事務的には。そういう理屈になるんですが。

委員（鯉江康正）

和島村さんの方がそれで納得しているんだったらいいんですけど。

議長（森 民夫）

事実上は弾力的には可能だということでございます。ただ、手続的にはちょっと無理だということになる。そういうことでいいね。

事務局（北谷）

多分鯉江委員おっしゃっているのは、変更というよりも追加ということなんでしょうと思うんです。

議長（森 民夫）

追加は、長岡市でかける。

事務局（北谷）

そうです。新長岡市の旧三島エリアに和島村が入ったことによって、和島村のための何かをつくらないうちか、そういうことをおっしゃっているんじゃないかと。それは、もちろん可能でございます。

議長（森 民夫）

それは、可能ですよ。例えば中之島を通過して和島に橋をかけるなんてあるかどうかかわからないけど、そういうのはできるということですよ。よろしゅうございますか、そんなことでございます。

それでは、基本方針でございますので、第21号、22号につきましては承認ということによろしゅうござ



ございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

以上で協議事項はすべて終わったわけですが、全体を通して何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

何か事務局から連絡事項ございますでしょうか。

事務局（高橋）

1点お願いいたします。

本協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行いたいと考えております。会場は、第2応接室になります。市長さん、村長さん、それから議長さんがそろって準備ができ次第始めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

なお、次回の協議会でございますが、1月31日月曜日でございますが、午後1時30分からを予定しております。会場は、本日より同じ長岡市役所大会議室を予定しております。開催案内、会議資料につきましては、開催1週間前をめどにご送付したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

連絡事項、以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。確認ですが、次回までに小委員会は開催することになりますか。そうしていただかんと間に合わんと思いますんで、よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。本日の会議日程はすべて終了いたしました。

大変会議運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。次回もよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

（散会 午後7時45分）